

岩手県監査委員告示第49号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月6日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県警察本部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年7月14日及び15日

(2) 本監査実施日 平成28年8月25日

3 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、契約保証金を免除することができないにもかかわらず、免除しているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の契約における入札及び契約の保証については、決裁時にチェックシートによる確認を確実に実施するよう事務担当者に徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。